

拠出型企業年金保険普通保険約款

ジブラルタ生命保険株式会社

拠出型企業年金保険普通保険約款

この保険は、企業等においてその所属員が保険料を拠出することによる年金制度の実施について、その確実な保障と円滑な運営をはかることを目的とします。

1. 団体および被保険団体

(団体および被保険団体)

第1条 この普通保険約款（以下「約款」といいます。）で「団体」とは、次の各号の団体をいいます。

- (1) 同一企業または同一官公庁等に任命、雇用または委任等によって従属関係にある者の全部または一部によって構成される団体。ただし、所属員の一部によって構成される団体の場合には、事業場、職種、職制、勤続年数等の客観的基準で区分される者の全員によって構成される団体であって、当会社の認めたものに限ります。
 - (2) 当会社の定める条件を満たす2以上の企業等のいずれかに任命、雇用または委任等によって従属関係にある者の全部または一部によって構成される団体（以下「結合団体」といいます。）
 - (3) その他当会社が定める団体
2. この約款で「被保険団体」とは、同一の保険契約（以下「契約」といいます。）に属する被保険者の集団をいいます。
3. この契約締結の際における被保険団体の被保険者的人数は、当会社の定める数以上であることを要します。

2. 保険契約者・被保険者および年金の受取人

(保険契約者)

第2条 この保険の保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 法人格のある同一企業に属する者による団体の場合は、その企業
- (2) 法人格のない同一企業に属する者による団体の場合は、その企業の事業主
- (3) 結合団体の場合は、その団体を構成するいずれか一つの企業等（法人格のない企業の場合はその企業の事業主）
- (4) その他の団体の場合は、その団体またはその団体を代表する者

(被保険者の要件)

第3条 契約締結または追加加入の際被保険者となる者は、その団体に所属していることを要します。

(年金の受取人)

第4条 この契約において、基本年金、中途脱退年金および遺族年金（以下「年金」といいます。）の受取人は、次のとおりとします。

- (1) 基本年金および中途脱退年金の受取人は、被保険者。ただし、あらかじめ第6条の協議により特にこれと異なる者を受取人とする定めがあるときは、その定めに従うものとします。
- (2) 遺族年金の受取人は、遺族年金被保険者。この場合、前号のただし書を準用します。

3. 単位保険口

(単位保険口)

第5条 この契約における単位保険口は、保険料、責任準備金ならびに年金等の計算の基準となるものです。

2. この契約においては、被保険者ごとに1以上の単位保険口を定めるものとします。

4. 協議内容の決定および変更

(協議内容の決定および変更)

第6条 次の各号の事項は、契約締結の際、契約者と当会社と協議のうえ定めます。

- (1) 年金支払期間および保証期間
- (2) 適用する特則の種類およびその内容
- (3) 付加する特約の種類
- (4) 被保険者となる者の資格
- (5) 遺族年金被保険者
- (6) 年金額決定基準
- (7) 年金の支払条件および年金（一時金を支払う場合にはこれも含めます。）の支払方法
- (8) 保険料およびその定め方
- (9) 保険料払込方法および保険料払込期日
- (10) 単位保険口に関する事項
- (11) 保険料の払込がなかった場合の取扱方法
- (12) 被保険者の追加加入日
- (13) 年金の継続受取人
- (14) 社員配当金に関する事項
- (15) 返戻金に関する事項
- (16) 将来協議内容の変更を行う方法
- (17) 契約者から通知を要する事項

- (18) 結合契約の場合の被保険団体構成者
 - (19) 共同取扱契約の場合の共同取扱に関する事項
 - (20) その他特に必要な事項
2. 前項各号の事項は、契約締結後においても、契約者と当会社と協議のうえ、当会社の定める方法により変更することができます。
3. 第1項第1号から第4号までおよび第6号から第8号までの決定（前項の規定により変更する場合も含みます。）は、職種、年齢、勤続年数等客観的基準によって定めることを要します。
4. 第1項の協議内容は、契約の一部を構成するものとします。

5. 契約日および責任の開始期

（契約日および責任の開始期）

- 第7条 この契約の契約日は契約者と当会社とが協議のうえ定めた日とし、この日からこの契約締結の際加入した被保険者に対する責任が開始するものとします。
2. 契約者は、前項に定める契約日までに第1回保険料を払い込んでください。
3. 第1項の規定にかかわらず、前項の金額が契約日までに払い込まれないときは、その金額が払い込まれた日から責任を開始するものとします。

6. 保険料およびその払込

（保険料）

- 第8条 この契約の保険料は、次のとおりとします。
- (1) 平準払保険料
この契約締結の際および各保険料払込期日ごとに払い込むべき保険料
 - (2) 一時払保険料
第6条の協議による定めがある場合に払い込むべき保険料
 - (3) 経過責任準備金額に応じて払い込まれる保険料
この契約の経過責任準備金額に応じて会社の定めた日に払い込むべき保険料
2. 前項第1号および第2号の保険料は、この契約における単位保険口数に第6条の協議により定めた1単位保険口あたりの金額を乗じて得た金額とします。

（保険料の払込）

- 第9条 第2回以後の平準払保険料は、第6条の協議により定めた保険料払込方法に従い、同条の協議により定めた保険料払込期日までに払い込んでください。この場合、保険料払込期日の翌日から起算して2か月間を猶予期間とします。
2. 一時払保険料は、第6条の協議により定めた日までに払い込んでください。この場合、第6条の協議により定めた日の翌日から起算して2か月間を猶予期間とします。

(保険料の払込場所)

第10条 保険料は、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

(責任準備金の計算および区分)

第11条 当会社は、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た予定利率、予定死亡率および予定事業費率ならびに計算方法にもとづいて、責任準備金を計算します。

2. 当会社は、前項の責任準備金を、年金開始期日以後の被保険者にかかる責任準備金と年金開始期日前の被保険者にかかる責任準備金とに区分します。

(保険料の払込がなかった場合の取扱)

第12条 第2回以後の平準払保険料が払い込まれないままで、猶予期間が経過したときは、その保険料払込期日にさかのぼって、この契約をその日以後の保険料の払込が中止された契約として取り扱います。

2. 契約者は、平準払保険料の払込が中止された日の翌日から起算して3年以内に限り、当会社の定める方法により、この契約の平準払保険料の払込を再開させることができます。
3. 第1項により、保険料の払込が中止された契約が、契約者から前項の請求がないまま平準払保険料の払込が中止された日の翌日から起算して3年を経過したときは、当会社は、この契約を解除することができます。
4. 前項の場合でも、その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分は解除することはできないものします。

7. 被保険者の追加加入

(被保険者の追加加入)

第13条 契約者は、新たに被保険者となる資格を有するに至った者、またはすでに被保険者となる資格を有する者で加入していなかった者のうちこの契約に加入しようとする者を、保険料払込期日のうち第6条の協議により定めた追加加入日に、被保険者として被保険団体に追加加入させることができます。ただし、第12条または第26条の規定により、この契約の全単位保険口に対応する平準払保険料の払込が中止されているときは、追加加入の取扱はできません。

2. 追加加入日から、追加加入者に対する責任が開始するものとします。
3. 第1項の追加加入を行う場合には、第8条の平準払保険料を変更します。
4. 前項の平準払保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、追加加入はながったものとして取り扱います。

8 年金の支払およびその手続

(基本年金の支払)

第14条 被保険者が基本年金開始期日まで生存した場合には、その時に第4条に定める基本年金の受取人は、基本年金の年金受給権を取得します。この場合、当会社は、あらかじめ第6条の協議により定めた内容に従い、基本年金を基本年金の受取人に支払います。

2. あらかじめ第6条の協議による定めのある場合は、当会社の定めるところにより前項の基本年金を分割して支払います。この場合、基本年金開始期日以後に第4条に定める基本年金の受取人から申出があった場合には、当会社の定める方法により、一括払の取扱を行います。
3. 1回の支払年金額が当会社の定める額に満たない場合には、当会社の定める方法により、一括払または将来の基本年金の支払に代えて一時金の支払の取扱を行います。
4. 基本年金開始期日前に第4条に定める基本年金の受取人から申出がある場合で、あらかじめ第6条の協議により定めがあるときには、当会社の定める方法により、将来の基本年金の全部または一部の支払に代えて一時金の支払の取扱を行います。
5. 被保険者が基本年金開始期日まで生存した場合で、あらかじめ第6条の協議による定めがあるときには、第1項の規定にかかわらず、将来の基本年金の全部または一部について、将来の基本年金の支払に代えて、一時金を支払います。
6. 基本年金開始期日以後、基本年金の受取人である被保険者が死亡した場合に、分割された基本年金に未支払分があるときは、これを第6条の協議により定めた継続受取人に支払います。

(中途脱退年金の支払)

第15条 第4条に定める中途脱退年金の受取人が、あらかじめ第6条の協議により定めた中途脱退年金の年金受給権を取得した場合には、同条の協議により定めた内容に従い、中途脱退年金を中途脱退年金の受取人に支払います。この場合、中途脱退年金の受取人が中途脱退年金の年金受給権を取得した日を中途脱退年金開始期日とします。

2. 前条第2項から第6項までの規定は、本条の場合に準用します。

(遺族年金の支払)

第16条 被保険者が、あらかじめ第6条の協議により定めたところにより、遺族年金の受給資格を取得した後、その受給資格を有している間に死亡した場合には、第4条に定める遺族年金の受取人は、遺族年金の年金受給権を取得します。この場合、当会社は、第6条の協議により定めた内容に従い、遺族年金を遺族年金の受取人に支払います。

2. 遺族年金の受取人が遺族年金の年金受給権を取得した日を遺族年金開始期日とします。

3. 指定された遺族年金被保険者が遺族年金開始期日前に死亡したときは、契約者は遺族年金被保険者を再指定してください。この場合、遺族年金開始期日までに再指定が行われなかつたときは、その遺族年金が保証期間付であるときは、その保証期間中に支払われるべき遺族年金に限り、その遺族年金の継続受取人または遺族年金の受取人に支払い、その遺族年金が保証期間付でないときは、遺族年金を支払いません。
4. 第14条第2項から第6項までの規定は、本条の場合に準用します。

(保証期間付の場合の年金の支払)

第17条 年金が保証期間付の場合には、次に定めるところによります。

- (1) 保証期間の始期は、年金開始期日とします。
- (2) 保証期間中に第4条に定める年金の受取人の申出があったときは、保証期間中の未支払の年金の支払に代えて、一時金を支払います。
- (3) 保証期間中に年金の受取人である被保険者が死亡したときは、保証期間中の未支払の年金を継続受取人に支払います。この場合、継続受取人の申出があれば、この未支払の年金の支払に代えて、一時金を支払います。
- (4) 保証期間と年金支払期間が同一の遺族年金の場合において、遺族年金の年金受給権を取得した遺族年金の受取人から申出があったときは、当会社は、あらかじめ第6条の協議により定めた範囲内で、当会社の定める方法により、その年金の保証期間、年金支払期間および年金額を変更して支払います。ただし、この場合の遺族年金の受取人からの申出は、その年金受給権取得後1か月以内に限るものとします。

(年金を支払わない場合)

第18条 次の場合には、年金を支払いません。

- (1) 基本年金または中途脱退年金を支払わない場合
継続受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その継続受取人が基本年金または中途脱退年金の一部を受け取ることになっていた場合は、その残額を他の継続受取人に支払います。
- (2) 遺族年金を支払わない場合
 - ① 遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その遺族年金の受取人が遺族年金の一部を受け取ることになっていた場合は、その残額を他の受取人に支払います。
 - ② 遺族年金の継続受取人が故意に遺族年金被保険者を死亡させたとき。ただし、その継続受取人が遺族年金の一部を受け取ることになっていた場合は、その残額を他の継続受取人に支払います。

2. 年金を支払わないときは、次に定めるところによります。

- (1) 前項第1号または第2号②の場合
未支払の年金の現価を、被保険者（遺族年金の場合は、遺族年金被保険者。）の法定相続人に支払います。
- (2) 前項第2号①の場合

将来の遺族年金を支払うためのその時の責任準備金を、被保険者の法定相続人に支払います。ただし、あらかじめ第6条の協議により、特にこれと異なる定めのあるときは、その定めに従うものとします。

(年金の請求手続)

- 第19条 第4条に定める年金の受取人は、年金開始の事由が発生し第1回年金支払日が到来したときは、契約者を経由して、被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本。以下本条において同じ。）および年金の受取人の印鑑証明書を提出して、年金の開始ならびに第1回の年金を請求してください。
2. 第4条に定める年金の受取人は、第2回以後の年金の支払日が到来したときは、被保険者の住民票その他生存の事実を証明するに足る書類を提出して、年金を請求してください。
3. 第14条第6項または第17条による未支払の年金があるときは、継続受取人は被保険者の死亡の事実を証明する住民票、ならびに継続受取人の戸籍抄本および印鑑証明書を提出して、未支払の年金を請求してください。
4. 当会社は、前3項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または書類の提出の省略を認めることができます。
5. 第14条第2項から第5項まで、第17条および第18条第2項に定める一時金等の請求手続については本条の規定を準用します。

(年金支払の時期と場所)

- 第20条 年金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、年金の請求に必要な書類が当会社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に当会社の本社で支払います。
2. 前項の規定は、第14条第2項から第5項まで、第17条および第18条第2項の規定により一時金等を支払う場合に準用します。

9. 契約の無効、解約および脱退

(契約の無効)

- 第21条 契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、契約の全部またはその被保険者に関する契約の部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料のうちこれに対する部分は払い戻しません。

(契約の解約および解除)

- 第22条 契約者は、契約の全部または事業場、職種、職制等客観的基準によって区分された一部について将来に向かって解約することができます。
2. 契約者が前項の請求をするときには、必要書類を当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。

3. 被保険団体の人数が当会社の定める数を欠き、その後次の年単位の契約応当日までに補充できないときは、当会社は、契約を将来に向かって解除することができます。
4. 第1項および第3項の場合でも、その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分は解約または解除することはできないものとします。

(返戻金)

第23条 契約の全部または一部が解約または解除された場合もしくは単位保険口数が減口された場合には、当会社の定める方式により計算した返戻金を、あらかじめ第6条の協議により定めた方法により、それぞれ対応する被保険者に支払います。ただし、同条の協議により、特にこれと異なる定めのあるときは、その定めに従うものとします。

2. 第20条第1項の規定は、本条の場合に準用します。

(被保険者の脱退)

第24条 契約者は、この契約の継続中、任意に被保険者を被保険団体から脱退させることはできません。

10. 契約の協議内容の変更

(単位保険口数の増口または減口)

第25条 契約者が第6条の協議により、契約の単位保険口数を増口または減口するときは、当会社の定める方法に従うことと要します。

(保険料の払込中止)

第26条 契約者は、第6条の協議により、契約の第2回以後の平準払保険料の払込を、当会社の定める方法により将来に向かって口数単位で中止することができます。この場合、全単位保険口に対応する平準払保険料の払込が中止されたときは、第12条の規定を準用します。

(その他契約の協議内容の変更)

第27条 契約者は、第6条の協議により、前2項に定めるところによるほか、当会社の定めるところにより契約の協議内容の一部を変更することができます。

11. 保険年齢の計算、保険年齢または性別の誤りの処理

(保険年齢の計算)

第28条 被保険者（遺族年金の場合には、遺族年金被保険者。）の保険年齢は満年で計算します。ただし、あらじめ第6条の協議により別に定めのあるときは、その定めに従うものとします。

(保険年齢または性別の誤りの処理)

第29条 契約の締結または追加加入の際、契約申込書に記載された被保険者（遺族年金の場合には、遺族年金被保険者。）の保険年齢または性別に誤りのあった場合には、当会社の定める方法により処理します。

12. 契約の承継、保険証券その他の文書

(契約の承継)

第30条 契約者は、当会社の承諾を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 第4条に定める年金の受取人（継続受取人を含みます。）は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

(保険証券、被保険者名簿および年金証書)

第31条 当会社は、契約者に対して、契約締結の際、保険証券および被保険者名簿各1通を発行し、追加加入の際は、被保険者名簿を追加発行または訂正します。

2. 当会社は、第1回の年金支払に際し、その年金を受け取るべき者に対し年金証書を発行します。

3. 当会社は、契約者の請求があれば、年金開始期日の到来していない被保険者に対し被保険者票を発行します。

13. 社員配当

(社員配当金)

第32条 当会社は、定款の規定によって毎事業年度末に積み立てた社員配当準備金のうちから、この保険種類に属する社員配当準備金を計算します。

2. 当会社は、前項の規定により計算した社員配当準備金から、次の事業年度における年単位の契約応当日において有効な契約について保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法で社員配当金を計算します。

3. 前項の規定によって計算した社員配当金は、第6条の協議により、次の方で支払います。

- (1) 社員配当金の全部または一部を前項の契約応当日に、現金で支払う方法
- (2) 社員配当金の全部または一部を前項の契約応当日から当会社の定める率の利息を付けて積み立てておき、契約消滅のときまたは契約者から請求があったときに支払う方法
- (3) 社員配当金の全部または一部をもって、前項の契約応当日に、この契約の責任準備金の積増のための保険料にあてる方法
- (4) 社員配当金の全部または一部をもって、前項の契約応当日以後に到来する保険料

払込期日に平準払保険料から差し引いて支払う方法

4. 前項の規定にかかわらず、支払の開始している年金に関する契約の部分に対応する社員配当金は、第6条の協議により、次の方法で支払います。
 - (1) 前項第1号または第2号に準じて、その年金を受け取るべき者に支払う方法
 - (2) 社員配当金の全部または一部をもって、第2項の契約応当日に、年金の増額のための保険料にあてる方法

14. 時 効 そ の 他

(時効)

第33条 年金、返戻金その他この契約にもとづく諸支払金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

(契約内容の一部変更)

第34条 当会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更または法および同法に基づく命令の改正により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、返戻金、保険料および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。

2. 前項の変更を行った場合でも、すでに年金受給権を取得している年金の受取人の年金額を減額することはありません。
3. 前項により本保険の約款条項の一部および保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2ヶ月前までに契約者にその旨を通知します。

(必要事項の通知)

- 第35条 契約者は、あらかじめ第6条の協議により定めたところに従い、保険料算出および年金額算定の基準となる要素に関する事項、年金受給権の取得に関する事項その他の重要な事項について、遅滞なく当会社に通知することを要します。
2. 前項の通知を当会社が受理する前に、当会社が最後に了知した内容にもとづいて処理した事項については、契約者が通知遅滞の責任を負うものとします。

(必要事項の報告)

第36条 契約者は、契約上必要な事項について当会社が照会した場合、またはそれに関する帳簿その他の閲覧を請求した場合には、報告しまたは閲覧に応ずることを要します。

15. 配偶者年金特則

(特則の適用)

第37条 この特則は、第6条の協議による定めがある場合に適用します。

(この特則の配偶者および配偶者年金の受取人)

第38条 この特則の適用を受ける被保険者（以下この特則において「被保険者」といいます。）に関する基本年金または中途脱退年金の年金受給権の取得日において、被保険者と民法上の婚姻関係にある配偶者をこの特則における配偶者とします。

2. 契約者は、配偶者につき当会社の定める事項をあらかじめ第6条の協議により定めた期日までに当会社に通知することを要します。
3. 配偶者年金の受取人は、配偶者とします。ただし、あらかじめ第6条の協議により特にこれと異なる者を受取人とする定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(配偶者年金の支払)

第39条 被保険者が基本年金開始期日または中途脱退年金開始期日以後に死亡した場合、その直後の基本年金開始期日または中途脱退年金開始期日の応当日（保証期間付年金の場合で保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間終了直後の基本年金開始期日または中途脱退年金開始期日の応当日）にその配偶者が生存しているときは、前条に定める配偶者年金の受取人は、配偶者年金の年金受給権を取得します。この場合、その日以後、当会社は、あらかじめ第6条の協議により定めた内容に従い、配偶者年金を配偶者年金の受取人に支払います。

(配偶者年金を支払わない場合)

第40条 次の場合には配偶者年金を支払いません。

- (1) 配偶者年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (2) 被保険者が基本年金または中途脱退年金の年金受給権を取得した後、配偶者が離婚または婚姻の取消により被保険者との民法上の婚姻関係を失ったとき
2. 配偶者年金を支払わないときは、次に定めるところによります。

(1) 前項第1号の場合

将来の配偶者年金を支払うためのその時の責任準備金を、被保険者の法定相続人に支払います。ただし、あらかじめ第6条の協議により、特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(2) 前項第2号の場合

第6条の協議に定めるところにより、将来の基本年金もしくは中途脱退年金の年額を変更するか、または責任準備金の差額を基本年金もしくは中途脱退年金の受取人に支払います。

(特則部分の解約)

第41条 契約者は、契約のうちこの特則に関する部分（以下本条において「特則部分」といいます。）の全部または一部を将来に向かって解約することができます。この場合、第22条第1項、第2項および第4項の規定を準用します。

② 特則部分が解約された場合には、返戻金がありません。

(この特則への準用)

第42条 第19条から第21条まで、第24条、第28条から第30条までおよび第33条の規定は、この特則の規定による配偶者の場合に準用します。この場合、「被保険者」とあるのを「配偶者」と、また、「継続受取人」とあるのを「配偶者の相続人」と読み替えます。

拠出型企業年金保険遺族年金特約条項

この特約は、拠出型企業年金保険契約の遺族年金に加えて特約遺族年金を支払うことにより、遺族保障の充実をはかることを目的とします。

(特約の締結)

第1条 この特約は、拠出型企業年金保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後、契約者の申出により、主契約に付加して締結します。この場合、当会社は、被保険者となる者について、健康状態に関する書類の提出を求めることができます。

(特約遺族年金の受取人)

第2条 この特約において、特約遺族年金の受取人は、特約遺族年金被保険者とします。ただし、あらかじめ第5条の協議により特にこれと異なる者を受取人とする定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(特約遺族年金の支払)

第3条 被保険者が、あらかじめ第5条の協議により定めたところにより、特約遺族年金の受給資格を取得した後、その受給資格を有している間に死亡した場合には、その特約遺族年金の受取人は、特約遺族年金の年金受給権を取得します。この場合、当会社は、第5条の協議により定めた内容に従い、特約遺族年金を特約遺族年金の受取人に支払います。

2. 特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の年金受給権を取得した日を特約遺族年金開始期日とします。

3. 指定された特約遺族年金被保険者が特約遺族年金開始期日前に死亡したときは、契約者は特約遺族年金被保険者を再指定してください。この場合、特約遺族年金開始期日までに再指定が行われなかつたときは、その特約遺族年金が保証期間付であるときは、その保証期間中に支払われるべき特約遺族年金に限り、その特約遺族年金の継続受取人または特約遺族年金の受取人に支払い、その特約遺族年金が保証期間付でないときは、特約遺族年金を支払いません。

4. 当会社は、特約遺族年金の支払開始の際、特約遺族年金の受取人から申出がある場合で、あらかじめ第5条の協議による定めがあるときには、将来の年金の支払に代えて、一時金を支払います。

5. 第1項の特約遺族年金が保証期間付で、かつその保証期間と年金支払期間が同一のものである場合において、特約遺族年金の年金受給権を取得した特約遺族年金の受取人から申出があったときは、当会社は、あらかじめ第5条の協議により定めた範囲内で、当会社の定める方法により、その年金の保証期間、年金支払期間および年金額を変更して支払います。ただし、この場合の特約遺族年金の受取人からの申出は、その

受給権取得後1か月以内に限るものとします。

6. 前項の規定は、第3項の特約遺族年金の継続受取人の場合に準用します。

(特約遺族年金を支払わない場合)

第4条 次の場合には、特約遺族年金を支払いません。

- (1) 特約遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部を受け取ることになっていた場合は、その残額を他の受取人に支払います。
- (2) 特約遺族年金の継続受取人が故意に特約遺族年金被保険者を死亡させたとき。ただし、その継続受取人が特約遺族年金の一部を受け取ることになっていた場合は、その残額を他の継続受取人に支払います。

2. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第18条第2項の規定は、前項の場合に準用します。

(特約内容の決定)

第5条 次の各号の事項は、この特約締結の際、契約者と当会社と協議のうえ定めます。

- (1) 特約遺族年金の年金支払期間および保証期間
- (2) 被保険者となる者の資格
- (3) 特約遺族年金の年金額決定基準
- (4) 特約遺族年金の受給資格取得およびその存続の要件
- (5) 特約遺族年金被保険者の指定およびその変更の方法
- (6) 特約遺族年金の継続受取人
- (7) 特約遺族年金の支払条件および特約遺族年金（一時金を支払う場合にはこれも含めます。）の支払方法
- (8) その他特に必要な事項

(特約保険料)

第6条 この特約に対する保険料（以下「特約保険料」といいます。）については、主契約の平準払保険料とともに払い込んでください。

(特約の解約)

第7条 契約者は、この特約の全部または一部を将来に向かって解約することができます。

2. 前項の場合でも、その時すでに特約遺族年金の年金受給権を取得している特約遺族年金の受取人に関する部分は、解約することはできないものとします。
3. 特約保険料が払い込まれないときまたは主契約の平準払保険料の払込が中止されるときは、この特約は、すでに特約遺族年金の年金受給権を取得している特約遺族年金の受取人に関する部分を除いて解約されたものとして取り扱います。
4. 前項により、この特約が解約された後に、主契約の平準払保険料の払込が再開され

るときは、当会社の定めるところによりこの特約は同時に復旧するものとします。

5. 主契約において単位保険口に対応する平準払保険料の払込が中止されるときは、その単位保険口に対するこの特約のその被保険者に関する部分は解約されたものとして取り扱います。この場合、前項の規定を準用します。

(特約の解除)

第8条 この特約の締結、被保険者の追加加入、この特約の復旧または単位保険口数の増口の際、提出された書類中、重大な事実について不実の記載がある場合には、当会社は、この特約中その被保険者に関する部分を解除することがあります。ただし、当会社がその事実を知っていたか、または過失のため知らなかつた場合を除きます。

2. 前項の解除権は、当会社が解除の原因を知った時から1か月以内に行わなかつた場合、またはこの特約の締結の日、追加加入日、この特約の復旧の日もしくは単位保険口数の増口の日から起算して2年以上継続して被保険者であった場合には消滅します。

(特約の返戻金)

第9条 この特約が解約または解除された場合には、この特約部分の返戻金はありません。

(単位保険口の増口または減口時の取扱)

第10条 主契約の単位保険口数が増口または減口されるときは、増口または減口された単位保険口に対するこの特約のその被保険者に関する部分は、当会社の定めるところにより取り扱います。

(主約款の準用)

第11条 この特約に別段の定めのない場合は、主約款の規定を準用します。